

**等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)【公営企業管理局】**

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	32	18.5	主事	21	32	18.5	主事級
				技師	11			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	30	17.3	主事	17	30	17.3	高度主事級
				技師	3			
				主任主事(再任用)	3			
				主任技師(再任用)	7			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	13	7.5	係長(再任用)	1	13	7.5	係長級
				主任	12			
4級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	68	39.3	係長	42	68	39.3	困難係長級
				専門員	25			
				事業所の出張所長	1			
5級	1 主幹又は課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務	18	10.4	主幹	9	18	10.4	主幹級
				課長補佐	1			
				事業所の課長、次長、支所長	8			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	2	1.2	管理事務所長	1	2	1.2	課長級
				南宇和病院事務局長	1			
7級	1 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	6	3.5	本局課長	3	6	3.5	困難課長級
				参事	3			
8級	1 本庁局長又は地方局部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.7	中央病院事務局長	1	3	1.7	次長級
				今治病院事務局長	1			
				新居浜病院事務局長	1			
9級	1 本庁部長、会計管理者又は地方局長の職務 2 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務	1	0.6	局長	1	1	0.6	部長級
合 計		173	100.0					

※等級別基準職務表に規定する基準となる職務については、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第57号)の例による【以下、医療職給料表についても同じ】

## 2 医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な医療業務を行う職務	19	6.5	技師	19	19	6.5	主事級
2級	1 地方機関の課長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	123	42.3	副医長	14	95	32.6	係長級
				医長	81			
				部長	28	28	9.6	主幹級
3級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	40	13.7	医監	40	40	13.7	課長級
4級	1 本庁局長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 極めて高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	109	37.5	医監	89	109	37.5	困難課長級・次長級・部長級
				医局長	1			
				センター長	9			
				副院長	6			
				院長	4			
合計		291	100.0					

## 3 医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	4	1.3	技師	4	4	1.3	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	116	37.8	技師	103	116	37.8	高度主事級
				主任技師（再任用）	13			
3級	主任の職務	43	14.0	主任	43	43	14.0	主任級
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	43	14.0	担当係長（再任用）	1	43	14.0	係長級
				主任	42			
5級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	87	28.3	係長	42	87	28.3	困難係長級
				専門員	45			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長の職務	10	3.3	薬剤長、薬剤部次長、技師長	10	10	3.3	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	1.3	薬剤部長、検査部長、放射線部長	4	4	1.3	課長級
合計		307	100.0					

4 医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	31	2.3	主任技師（再任用）	31	31	2.3	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	439	33.1	技師	439	439	33.1	高度主事級
3級	主任の職務	165	12.4	主任	165	165	12.4	主任級
4級	1 係長又は看護長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	237	17.9	主任	237	237	17.9	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長又は看護長の職務 2 専門員の職務	443	33.4	看護長	58	443	33.4	困難係長級
				専門員	385			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長又は看護部長の職務	6	0.5	副看護部長	6	6	0.5	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	5	0.4	副看護部長	1	5	0.4	課長級・次長級
				看護部長	4			
合 計		1,326	100.0					

5 技能労務職員給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技術員及び技能員の職務 2 業務員の職務	5	29.4	主任技術員（再任用）	3
				業務員（再任用）	2
2級	1 高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 2 主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
3級	1 技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 3 高度の経験を必要とする主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
4級	1 高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の経験を必要とする主任業務員の職務	1	5.9	技術員	1
5級	1 係長の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 3 極めて高度の経験を必要とする主任業務員の職務	11	64.7	技術主任	7
				主任業務員	4
合 計		17	100.0		

※級別標準職務表に規定する基準となる職務については、技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年訓第1367号）の例による